

事務連絡  
令和4年12月22日

一般社団法人千葉県環境保全協議会事務局 様

千葉県環境生活部環境政策課  
環境影響評価・指導班

千葉県オンライン診療センターの対象者の拡大に係る周知について（依頼）

日頃、新型コロナウイルス感染症対策に御協力いただきありがとうございます。

今冬においては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念され、多くの発熱患者が生じる可能性があることから、外来医療体制を補完する新たな選択肢として、12月5日から千葉県オンライン診療センターを開設したところです。

このたび、季節性インフルエンザの感染状況が落ち着いていること等の状況を踏まえ、令和4年12月19日から下記のとおり診療の対象者を拡大することとしました。

つきましては、貴団体の会員の事業所等において可能であれば別添資料を御活用の上、県民の皆様への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 対象者の拡大の内容

#### ○ 現在の対象者

「発熱患者のうち、新型コロナウイルス抗原定性検査キットの自己検査の結果が陰性の方で、中学生から64歳以下の方」

※ 上記の方のうち、重症化リスク因子となる疾病等を有する方、妊娠中の方は、直接医療機関での受診となります。

#### ○ 上記に加え12月19日（月）から新たに対象とする方

「発熱患者のうち、新型コロナウイルス抗原定性検査キットの自己検査の結果が陽性の方で、重症化リスク因子となる疾病等を有する方、65歳以上の方、妊娠中の方」

※ 新たに対象となる方については、基本的に発熱外来等において、対面診療での受診をお勧めしているところですが、受診できる医療機関がない場合に、自己検査の結果、陽性となった希望する方に対し、オンラインで受診していただくことを想定しています。なお、受診の結果、対面の診療をお勧めする場合があります。

### 2 拡大の適用日

令和4年12月19日（月）から

### 3 添付資料

別添1 「千葉県オンライン診療センター」チラシ

別添2 千葉県オンライン診療センターFAQ

#### 【内容に関する問合せ先】

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部 医療提供体制整備班  
(千葉県 健康福祉部 健康福祉政策課 健康危機対策室)

電話 043-223-3921